「平成26年度与党税制改正大綱」について

本日、「平成26年度与党税制改正大綱」が決定された。 とりまとめにあたられた政府与党の関係各位のご尽力に敬意を表します。

1 地方法人課税の偏在是正について

地方法人課税の偏在是正について、今回の地方消費税率の引上げを踏まえ、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の確立を図る観点から、地方法人特別税・譲与税の一部を法人事業税に復元すること、また消費税・地方消費税率 10%段階で同制度を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行うこととしたことと併せて、新たな国税の創設による措置ではあるものの、法人住民税法人税割の一部を交付税原資化したことは、これまで全国知事会が主張してきた地方法人特別税・譲与税の廃止等を図ることとした上で、地方法人課税のあり方を見直すことによって地方税源の偏在是正方策を講ずるべきとの方向性に沿ったものであり、一定の評価をしたい。

ただし、この偏在是正により生じる財源(不交付団体の減収分)を活用して、地方財政計画に歳出を計上することが明記されたところであるが、地方税の偏在是正により生じる財源は、地域経済活性化など地方の自主的・主体的な施策等に活用すべきであり、必要な歳出を地方財政計画に確実に計上し、実効性のある税源偏在是正措置を実現していただきたい。

なお、今回の法人住民税法人税割の一部交付税原資化と同時に、地方交付税の別枠加算を廃止することは、地方税を活用した国の赤字の解消にほかならないことから、地方財政計画における歳出特別枠 1.5 兆円とこれを受けた地方交付税の 1 兆円の別枠加算を堅持し、地方交付税の総額を確保されるよう強く求める。

2 車体課税の見直しについて

車体課税の見直しにあたっては、消費税率8%への引上げ時に、自動車取得税の税率引下げ等の軽減措置が先行されたことは残念であるが、将来平年度化した時点で、自動車取得税の減収分が軽自動車税の増税等で確保できる仕組みとされたことは評価したい。なお、平年度化するまでの間の減収分については地方財政計画において確実に措置していただきたい。

また、消費税率 10%段階における自動車税の見直しについては、平成 27 年度税制改正で具体的な結論を得ることとされたが、今後の検討にあたっては、都道府県や市町村に減収が生じることのないよう、安定的な代替税財源の確保と自動車取得税の廃止が同時に実施されることについて、引き続き強く求める。

3 地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について

地球温暖化対策のための税について、その使途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方の役割等に応じた税財源として確保する仕組みを構築すべきとする 地方の提言が昨年度までと同様に見送られたことは遺憾である。

森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みについて専門の検討チームを設置し早急に総合的な検討を行うとされたことを踏まえ、今後の税制改正論議を通じて、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に地方公共団体が果たす役割を適切に反映した地方税財源の充実・強化のための制度が速やかに構築されるよう強く求める。

4 消費税の軽減税率制度について

消費税の軽減税率制度の検討にあたっては、低所得者層ほど税負担が重くなる「逆進性」への対応の観点から、所得税の税額控除と低所得者層への給付金を組み合わせた「給付付き税額控除制度」等による緩和措置の導入、食料品等の生活必需品や特定のサービスへの軽減税率の導入やその前提としての「インボイス方式」の導入などについて、そのメリット・デメリットを広く国民に明らかにした上で検討すべきである。

なお、軽減税率の導入については、対象品目の選定、区分経理等のための制度整備、 具体的な安定財源の手当等検討を要する課題が多岐に渡るため、今後十分な検討を行う とともに、実施する場合には地方はじめ国民に対する説明を丁寧に行うことが必要であ る。また、実際に導入する際には、地方消費税や地方交付税の総額が減少することから、 地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう、地方税財源を確保する方策が同時 に講じられるべきである。

平成 25 年 12 月 12 日

全国知事会 会長

京都府知事 山田 啓二

全国知事会 地方税財政常任委員会委員長 富山県知事 石井 隆一